

飛驒市告示第22号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成26年第1回
飛驒市議会定例会を招集する。

平成26年2月18日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日 時 平成26年2月25日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成26年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年2月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第1号	損害賠償の額の決定について
第4	議案第1号	飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第5	議案第2号	飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
第6	議案第3号	財産の処分について(飛騨市神岡町吉田地内市有地)
第7	議案第4号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第8	議案第5号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第9	議案第6号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第7号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第11	議案第8号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第12	議案第9号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第13	議案第10号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案第11号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第12号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第13号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第14号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第19	議案第16号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
第20	議案第17号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第18号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第22	議案第19号	飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
第23	議案第20号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第24	議案第21号	飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
第25	議案第22号	飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第23号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第27	議案第24号	飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について
第28	議案第25号	財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)
第29	議案第26号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第30	議案第27号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
第31	議案第28号	飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
第32	議案第29号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第33	議案第30号	古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第34	議案第31号	宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第35	議案第32号	飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
第36	議案第33号	平成26年度飛騨市一般会計予算
第37	議案第34号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第38	議案第35号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第39	議案第36号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算
第40	議案第37号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第41	議案第38号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第39号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第43	議案第40号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第44	議案第41号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第45	議案第42号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
第46	議案第43号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第47	議案第44号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計予算
第48	議案第45号	平成26年度飛騨市給食費特別会計予算
第49	議案第46号	平成26年度飛騨市水道事業会計予算
第50	議案第47号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

平成26年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成26年2月25日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第1	発議第1号	産業廃棄物処理施設(管理型最終処分場)の設置に反対する決議

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第1号	損害賠償の額の決定について
日程第4	議案第1号	飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第2号	飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	議案第3号	財産の処分について(飛騨市神岡町吉田地内市有地)
日程第7	議案第4号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第8	議案第5号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第9	議案第6号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
日程第10	議案第7号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第11	議案第8号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
日程第12	議案第9号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第13	議案第10号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第14	議案第11号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第12号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第13号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第14号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第18	議案第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
日程第19	議案第16号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第20	議案第17号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第18号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第19号	飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
日程第23	議案第20号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第21号	飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
日程第25	議案第22号	飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第23号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第24号	飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第25号	財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)
日程第29	議案第26号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第27号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第28号	飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第32	議案第29号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第30号	古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第34	議案第31号	宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第35	議案第32号	飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
日程第36	議案第33号	平成26年度飛騨市一般会計予算
日程第37	議案第34号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

日程第38	議案第35号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第39	議案第36号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第40	議案第37号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第41	議案第38号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第42	議案第39号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第43	議案第40号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第44	議案第41号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第45	議案第42号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第46	議案第43号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第47	議案第44号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第48	議案第45号	平成26年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第49	議案第46号	平成26年度飛騨市水道事業会計予算
日程第50	議案第47号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
追加日程第1	発議第1号	産業廃棄物処理施設(管理型最終処分場)の設置に反対する決議

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	男
8番	内	口	幸	徳
9番	森	木	寛	文
10番	高	谷	博	一
11番	谷	下	寛	子
12番	天	田	恵	美
13番	葛	山		
14番	山	池		
15番	池	籠		
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	本	幸	一博
教育長	福	田	幸富	之文
代表監査委員	谷	口	孝雅	文廣
会計管理者	小	倉	上	腰
総務部長	水	上	雅	雅
財政課長	石		腰	雅
教育委員会事務局長	柏	木	市	務
企画商工観光部長	(副	市	長	兼)
環境水道部長	谷	澤	敦	子
市民福祉部長	藤	井	義	昌
農林部長	川	瀬	智	彦
基盤整備部長	沢	之	向	光
消防長	川	上	清	秋
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから平成26年第1回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により3番、田中清安君、4番、洞口和彦君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (内海良郎)

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日2月25日から3月19日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月25日から3月19日までの23日間と決定しました。

◆諸般の報告

◎議長 (内海良郎)

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願、陳情などは、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。請願につきましては、所管の総務常任委員会に付託いたしますので併せて報告いたします。

議長活動報告および監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (内海良郎)

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[市長 井上久則 登壇]

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日、平成26年第1回飛騨市議会定例会が開催されまして、3月19日までの23日間にわたり、数多くの案件につきましてご審議をいただくわけですが、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

お手元に諸般の報告を配付させていただいておりますが、主な事柄につきまして報告をさせていただきます。

はじめに、2月1日に挙行いたしました飛騨市合併10周年記念式典におきましては、参議院議員の大野泰正様をはじめ、大勢のご来賓のご臨席を賜り、無事終了することができました。議会の皆様にもご臨席を賜り、誠にありがとうございました。

この10年間、市民の皆様の絶大なるご理解とご支援のもと、堅実で強固な土台が出来上がったものと思っております。今後は、市民の皆様とともにこの土台の上に立ち、市政の将来を見つめ、飛騨市の確かな自立とさらなる飛躍を目指して、着実に歩んでまいりたいと思っております。

次に、市内企業の状況について報告をいたします。

今月でございますが、3日間の日程で市内の主な企業14社を訪問させていただきました。このことにつきましては、2月1日の式典の報告と10年間の御礼等々を申し上げながら、企業を訪れて意見を交わしてきたところでございます。

4月からの消費税値上げを目前にした駆け込み需要や、東京オリンピックを見据えた都市部での投資などによりまして、いずれの企業も「受注状況は好調」であると同ったところでございます。

それに伴い、「企業業績も上向きである」と回答される企業も多く、特に、地場産業でもある木工産業では、社員への手当や給与の昇給に対し、前向きに検討されている企業もあったところでございます。

しかし、このような好調さを背景に、人手不足が深刻な状況となっておりまして、正社員、パートを含め「募集しても、なかなか集まらない」と言われる企業が数多くありまして、結果、「深夜までの残業や休日出勤により、対応している」ということでございました。

また、投資に対しては「設備の更新ではあるけれども検討したい」、また「来年度に予定がある」と具体的に回答される企業もございまして、こういった意味からも、市内の企業は少しずつではありますが、元気を取り戻しつつあると認識をしたところでございます。いずれにいたしましても、4月以降の状況を注視しながら、今後も状況に応じた積極的な支援を継続したいと考えているところでございます。

次に、1月15日から17日の3日間、朴の木平スキー場および鈴蘭高原にて、岐阜県中学校体育連盟スキー大会が開催されまして、市内の中学校よりアルペンスキーの部で男子が1名、クロスカントリーの部で男子が1名、女子2名が上位入賞を果たし、群

馬県片品村で開催されました全国中学校スキー大会に出場をしたところでございます。惜しくも上位入賞を果たすことはできませんでしたが、部活動顧問、外部指導者の努力もございまして、低迷しているスキー競技人口増加の底辺拡大に寄与しているところでございます。

また、2月12日には、岐阜県初の冬期パラリンピック日本代表選手として出場が決定いたしました飛騨神岡高等学校3年生の岩本啓吾君の壮行会を、議会皆様をはじめ多くの市民の方々にお集まりいただきまして開催することができました。3月7日から開催されるソチパラリンピックでは、12日の男子スプリント1km、16日のフリー10kmに出場が予定されております。18歳の若さを大きな力として、プレッシャーに負けることなく、日頃の練習の成果を思う存分に発揮していただくことをご期待申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（内海良郎）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、今議会に提案をいたしております案件について説明を申し上げます。

今回は、報告案件が1件、人事案件が2件、財産の処分1件、条例の制定、改正および廃止15件、規約の改正1件、財産の無償貸付け案件1件、平成25年度補正予算12件、平成26年度予算15件の合計48案件でございます。

まず、報告案件でございますが、物損事故に伴う損害賠償額決定によるものでございまして、この事故は、古川町地内において、職員が運転する公用車が左折しようとしたところ、ガードレールに接触し損傷させた物損事故でございます。

次に、即決をお願いする案件でございますが、教育委員会委員の任命につき同意を求める案件が1件、公平委員会の委員の選任につき同意を求める案件が1件、神岡町吉田地内の市有地売払いに伴う財産の処分案件1件でございます。

即決案件以外では、消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備など新規条例の制定が3案件、飛騨市職員の給与に関する条例の一部改正など条例改正が9案件、古川町農業振興資金利子補給条例廃止など条例の廃止が3案件でございます。

規約の改正は、高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部改正に伴い、議会の議決を得るものでございます。

財産の無償貸付けにつきましては、流葉スキー場施設の無償貸付けでございます。

最後に予算関係でございますが、一般会計、特別会計合わせて12件の平成25年度補正予算および15件の平成26年度予算を上程させていただいております。

詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定について

◎議長（内海良郎）

日程第3、報告第1号、損害賠償の額の決定について、を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。報告第1号について説明させていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

発生日時、場所ですが、平成25年11月30日、午後4時40分頃でございます。飛騨市古川町杉崎地内、加茂橋付近。

事故の概要ですが、教育委員会事務局所属職員が、業務のため公用車で走行中に飛騨市古川町杉崎地内の加茂橋付近で左折しようとしたところ、内輪差を考慮しなかったため、公用車助手席側後方スライドドア付近が主要地方道神岡河合線のガードレールに接触し、ガードレールの袖部分を損傷させたものでございます。

相手方でございますけれども、岐阜県古川土木事務所です。事故の種類は物損事故で、相手方被害額は8,400円で、市の過失割合は100%で損害賠償金につきましては8,400円でございます。

専決処分につきましては、平成25年12月26日、専決第6号です。以上で、説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

すみません。専決番号を訂正させていただきます。専決第9号でよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

この事故の概要の内容ですけれども、内輪差を考慮しなかったためにガードレールに接触したということですが、この運転していた職員が何ていうのですか、免許を

取って間もない職員だったのでしょうか。ちょっと考えにくい内容でありまして、それなりに大きなワゴン車が急な角を曲がろうとしたときに、内輪差が考慮できなかったために後部が接触してしまったということは、運転の取得初級者だとならないかなと思うのですけれども、ちょっと考えにくい事故ですね。

この実際のここの職員は、運転免許を取って間もない職員だったのでしょうか。乗っていた車というのは、どの程度の大きな車だったのでしょうか。もう少し詳しく説明をお願いしますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、もう少し詳細について説明をさせていただきます。

事故を起こしました職員は係長クラスでして、43歳でございます。車につきましては、トヨタのハイエース。これが10人乗りでございます。車幅が1m88、長さが4m84ということで、普通の乗用車よりはかなり大きなものでございます。

説明にございましたように、10人乗り、大型ということもございまして、車幅感覚が少し足らなかったということで、ハンドルを切りすぎてガードレールに接触したものであるということでございます。

○17番（籠山恵美子）

普通の乗用車ではなかったということはわかりましたけれども、人を乗せて、本人だけが移動するのではない、人を乗せて移動するときのための職員としての心構えというのは、私たち一般市民で言えば、自分の自家用車にお客様を乗せて走るときには、それなりに気を付けて、その範囲で事故を起こしたら自分で責任を持ちます。公務員の場合に、自家用車とは別に公用車を運転するということになると、それなりにやはりきちんとした能力というのですか、それなりの配慮は必要だと思いますけれども、100%飛騨市が持つわけですよ。本人に単純に責任を持たせよ、というふうには私は言いませんけれども、それにしても、やはりこういう事故がそれなりに相次いで、そのたびに飛騨市が市民の皆様の税金で100%補うということになったときに、やはり運転能力というのですかね、大きな車を運転するのだったらそれなりの能力というか、自家用車ではないんだよ、10人乗りのワゴン車ハイエースを運転するのであれば、それなりにちゃんと何か能力も必要だという感じがしますので、この辺りは内部でどういう検討がされて、飛騨市として100%保険で適用すべきだと思ったということの辺りを、内部の協議というか、議論の内容の結果がわかれば、市民に説明してもらいたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただいまの件でございますが、本人の運転の未熟というものもあつたと思います。そ

の前に、私どもとして考えましたのが、まず10人乗りであるということの車両の大きさを自覚させる、これがまず1点かと思えます。そして、もう1点でございますが、大型車ということで普段通る道とは別に、この車は大きな車であるということで、運行経路等もしっかり検討すべきであるということも思いました。

また、安全対策としましては、極力職員なりがいる場合には助手席に乗せて左右の安全確認、後方の安全を確認するということで内部では徹底をいたしました。そして、朝礼等でも随時行っておりますが、交通安全についての指導をしておりますので、これから再発等には、絶対に再発を起こさないように指導はしているつもりでございます。

○17番（籠山恵美子）

では、3回目ですので最後に確認しますけれども、当日は助手席に、運転は教育委員会の職員であると。助手席にもう一人ちゃんと乗せていなかったということが、こういう事故につながった一つのマイナス点なのかなという認識が教育委員会のほうにあるのか。こういう4、5人乗りの公用車ではなくて、10人乗りのような大きなロングのハイエスのようなもの、公用車を運転するときには、これからはちゃんと助手席にも職員を乗せて安全確認ができるような体制でやっていただけるのか、その辺りをきちんと協議されたということなのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

当日の状況でございますが、11月30日、まずこれが土曜でございます、高山のほうで社会体育行事がございました。その関係で職員1名が運転しまして、同乗者が7名でございます。その会議が終わりまして、古川の駅裏の駐車場で5名の方を降ろしました。その後、残り2名の方をご自宅のほうに送るという状況の中で発生しております。今ほどお話の中で言いましたように、極力職員2名の対応でいけばいいというのは思っておりますが、それでなければ同乗の方であったとしても助手席に1名乗っていただいて、安全確認をすべきではないかというようなことでございます。

○11番（高原邦子）

8,400円というのは、ガードレールの補修だと思うのですが、車も傷ついたと思うのです。そちらのほうの金額は、どのくらいかかっているのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ハイエスのほうの損害でございますが、後部のスライドドアモール、これが電動式でございます、そちらの修繕費といたしまして13万1,985円ということで修理費が出ております。

○11番（高原邦子）

それは、市の費用から出ていると思うのですけれども、こういった場合、市はそういった事故を起こした者から全額とは言いませんけれども、何割かのペナルティというか、そういったものは徴収しているのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。個人からの徴収は行っておりません。この事故につきましては、全額保険対象ということで、保険料につきましては先ほどから出ていますように、当然市の市税を使っておりますけれども、保険対応ということで対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

保険対応、保険対応といつもそう言われております。ですけれども、やはり保険も利用できるのですが、職員の安全運転への喚起を促すためにも、一般の会社なんかでは、やはりある程度ペナルティとして出してもらおうというようなこともしている所もあると聞いております。その辺のことを、もう一度考えていく時期になっているのではないかと思います。市の考えはいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

修繕費につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、保険の対応ということになっております。それから、事故処理につきましては詳細な説明をしておりますが、事故処理委員会というのが庁舎の中で設けられておりまして、全て事故を起こした場合、それから一定速度以上のスピード違反等の反則があった場合につきましても、事故処理委員会で判断をいたしております。また、こうした職員の中で当然処分があるものにつきましては、処分規程の中で処分をさせていただいております。今回の事案につきましては、事故処理委員会の中で注意をするということで、総務部長のほうから個別に個人のほうへ注意をさせていただいております。

それで、その中で職員の損害賠償の話でございますが、損害賠償につきましては自治法の規定の中で、職員の中に損害賠償を求める場合につきましては、重大な過失があった場合というふうに法律の中で規定をしております。発言のご趣旨につきましては、同意するところもあるわけでございますが、法律の中でそのように規定をされている以上、現段階ではこうしたものにつきまして、賠償金を徴収することはできないというふうに理解をいたしております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

これで質疑を終結いたします。以上で、報告第1号を終わります。

◆日程第4 議案第1号 飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎議長（内海良郎）

日程第4、議案第1号、飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

下記の者を飛騨市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

任命の同意を求める者。氏名、泉正樹。生年月日、昭和26年10月19日、62歳。住所、飛騨市宮川町杉原381番地。提案理由につきましては、任期満了による任命でございまして再任でございます。略歴につきましては、裏面のとおりでございます。よろしくお願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕との声あり。〕

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。議案第1号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

◆日程第5 議案第2号 飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（内海良郎）

日程第5、議案第2号、飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第2号の飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

下記の者を飛騨市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

選任の同意を求める者。氏名、井端清秀。生年月日、昭和26年2月10日、63歳。住所、飛騨市古川町袈裟丸1387番地。提案理由につきましては、任期満了による選任でございます。再任でございます。略歴につきましては、裏面のとおりでございます。よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。議案第2号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

◆日程第6 議案第3号 財産の処分について（飛騨市神岡町吉田地内市有地）

◎議長（内海良郎）

日程第6、議案第3号、財産の処分について、飛騨市神岡町吉田地内市有地を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

議案第3号について説明いたします。

財産の処分について。次のとおり財産を処分する。財産の種類は、土地でございます。所在、地目及び面積は、飛騨市神岡町吉田字兀ノ下2783番1ほか1筆でございます。地目は宅地でございます。面積は12,256.47平方メートルでございます。財産の処分は、普通財産の売払いのためでございます。売払い金額は、2,983万5,060円。平米当たり単価は2,436円でございます。売払い先は、飛騨市神岡町吉田2783番地、株式会社神岡イージーエス、代表取締役、吉田正明。裏面に、処分する土地の表示が記載してございますのでよろしくお願いいたします。

ここで、売払いを行う経緯を少しだけ説明させていただきます。この土地は、平成8年1月4日付で、旧神岡町と株式会社イージーエスとの間で、工場敷地等の用に供する使用目的として賃貸借契約を締結されたものでございます。

その後、会社合併に伴いまして、社名が株式会社神岡イージーエスという社名に変更いたしましたので、それ以降、変更契約を締結し現在に至っているものでございます。

この土地につきましては、平成23年12月7日でございますけれども、株式会社神岡イージーエスの親会社であります株式会社アークによる油流出事故が発見され、その後、油除去実施対策事業を実施し、現在はモニタリングの調査中でございます。

そのような中で、平成25年8月に同社から当該土地を購入したいという旨の意向を受けまして、市と会社と売払い金額、管理義務および油流出事故の責任について、市の顧問弁護士の指導を受けながら協議を進めてまいりました。売払い金額につきましては、

今回提案議案の金額でございます。

管理義務につきましては、買主の責任において油を流出させたことにより、飛騨市消防本部へ提出されております改善計画書に基づき、土地取得後も引き続き対策を講じること。また、今回の油流出事故に関しましては、市に瑕疵担保責任がないことを条件に、仮契約の中に条文として付け加えることで合意したものでございます。今回、平成26年2月17日付で仮契約の締結を行い、この案件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決に付すべき事項でありますのでよろしくご審議をお願いいたします。以上です。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今の説明ですと、市に瑕疵担保はなしということで契約を結んだようですけれども、今後住民側から何か油流出に関するような苦情なり、何かそういう問い合わせがあったときには、市はどのような立場で県と結んでいくわけですか。「それは県に連絡してください」ということで、この問題は県の担当ですということなので放っておくということなのか。その辺りを、きちんと市民がわかるように説明願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今、説明の中でも管理義務ということを少し述べさせていただきましたけれども、これは買主の、当然流出に対しましては責任があるということで、この改善計画が飛騨市消防本部へ提出されております。それに基づきまして、何かありましたときは、当然市も関わっていくということがありますのでよろしくお願いたします。

◎議長（内海良郎）

ほかに。

○17番（籠山恵美子）

市もただ関係ないよ、放っておくわけではないよ、という意味での今答弁だったと思いますけれども、具体的に何かそういうことが起きたときに、住民からの苦情なりが例えば出てきたときに、消防本部と飛騨市というのはどのような対応が想定されるのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。市としますと、消防のほうの関係も入ってきますし、当然環境と

いうことで、これは県の関係でございますけれども、当然市も中に入って連絡調整を図りながら対応していくという考えでございますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第4号 平成25年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
から

日程第50 議案第47号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（内海良郎）

日程第7、議案第4号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第4号についてから、日程第50、議案第47号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの44議案につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、はじめに平成25年度一般会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は年度末ということもございまして、各事業の実施、精算に伴うものと、国、県の補正に合わせた公共事業費の追加などが中心となっております。併せて繰越事業について上程させていただいております。

一般会計の補正予算は5,000万円を増額し、補正後の予算総額は前年同期を比較し、8.6%減の176億5,146万円となります。歳入の主な内容につきましては、市税は現在の収入状況に基づき、個人市民税所得割2,600万円、法人市民税3,000万円、たばこ税2,000万円をそれぞれ増額いたしました。

地方交付税は、今年度確定分から不測の事態に対応する金額を留保した上で、13億21万5,000円を追加計上いたしました。

分担金及び負担金では、土地改良事業の精算見込みによりまして251万9,000円を追加したほか、南吉城クリーンセンター解体事業の精算に伴いまして、高山市からの負担金593万2,000円を減額いたしました。

国庫支出金では、国庫補助金に国の補正予算に沿って道路整備交付金に2,300万円を追加したほか、民生費、衛生費関係の事業費精算見込みなどにより、それぞれ増額、減額を計上いたしました。

県支出金では、地籍調査事業の事業費確定によりまして1,005万円を減額したほか、鳥獣被害防止総合対策事業や森林整備関係事業など、事業費の確定、精算見込みによる増額、減額を計上いたしました。

財産収入では、各基金の利息見込額等を計上し、515万2,000円を追加いたしました。

今回の補正において、歳出の事業精算等に伴う残余の一般財源や交付税を基に、今後の財政指標の悪化を防ぎ、借入金残高を抑制し、財政運用の弾力性を確保するため、財政調整基金繰入金5億円および市債のうち臨時財政対策債7億2,000万円を、それぞれ減額することといたしました。

歳出においては、増額、追加計上した主な事業としては、総務費にLED防犯灯取替補助金の需要拡大に伴い100万円を追加。民生費では、子ども・子育て支援制度に対応するため、システム開発経費として389万6,000円を計上いたしました。農林水産業費では、林道費に国の補正等に併せて実施をする林道森安～万波測量設計業務1,330万円を計上しております。土木費では、除雪費に不足が見込まれることから5,000万円、都市計画費に堀川町線電線地中化工事1,300万円を追加いたしました。

また、国の補正に伴うものとして、道路橋梁費に市道堀之内線改良工事4,650万円、住宅費に^{すかい}宙ドーム神岡の空調省エネ改修工事1,230万円、神岡振興事務所耐震補強改修実施設計費1,855万6,000円を追加いたしました。

なお、次年度以降の調整財源を確保し、財政規律を堅持するため、4億円を財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、事業費や国、県補助金等の確定見込により減額となるものの主なものとして、総務費のうち地籍調査事業が事業費の確定に伴い1,500万円の減額。民生費では、老人福祉費で施設入所者数が見込みより減少したことにより措置費が1,500万円の減額。衛生費の保健衛生費では、ワクチン接種、任意予防接種、基本健診、がん検診、妊婦一般健診など、経費を実績に基づき減額いたしました。農林水産業費のうち、農業費の農業振興費では、野生動物侵入防止施設補助金、鳥獣被害防止総合対策補助金、農地集積協力金など、事業費確定によりまして1,152万8,000円減額となったほか、青年就農給付金、後継者就農給付金、新規就農者施設整備補助金が、対象者等の確定によりまして612万5,000円の減額となりました。林業費は、森林整備事業関係、鳥獣被害対策関係、市有林関係の事業費がそれぞれ実績見込みにより減少し、4,865万2,000円を減額しました。土木費では、社会資本整備総合交付金の国庫補助金の決定を受け、道路、橋梁関係で4,000万円を減額いたしました。消防費の常備消防費では、消防デジタル無線等整備事業の精算見込みにより6,300万円を減額いたしました。

特別会計については、各会計とも歳入歳出各項目の事業量、事業費等額の確定、または確定見込みによる補正が主なものでございます。

続きまして、平成26年度予算（案）の内容について説明を申し上げます。最初に、予算編成にあたっての総括的な考えを申し上げます。

国は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略による「3本の矢」の効果もありまして、家計や企業マインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっているとしているものの、中小企業、小規模事業者をはじめ地方の経済には、いまだ景気回復の実感は乏しく、デフレ脱却には至っていない感がございます。今後は、雇用や所得環境など改善する中で、景気回復の動きが確かなものとなることに期待が寄せられていますが、海外経済の状況や金融市場の動向など、景気を下押しするリスクも顕在しており、国の経済は、今なお不安定な状況が続いております。

国の予算編成の基本方針では、デフレ不況からの脱却、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、日本の競争力の強化につながる未来への投資や、生活の基盤を守る暮らしの安全、安心といった事項に重点化を図るとした上で、平成26年度一般会計予算の規模は前年比3.5%増の95兆8,823億円となっております。

また、地方財政については、地方の税収増を反映して、地方交付税交付金等を縮減しつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の地方の一般財源の総額について最大限配慮するとしております。

国が示す「地方財政計画」では、地方財政の規模の伸び率は1.8%の増加で、歳入

面では、地方税が2.9%の増加、地方交付税は1.0%減少、地方債が5.3%の減少となっております。歳出面では、投資的経費が3.1%の増加となっております。

岐阜県においては、行財政改革アクションプランの取り組みにより、持続的な財政運営の道筋がつき、当面の政策課題に対応しつつ、必要な歳出抑制を継続するメリハリのきいた財政運営を行うことで各年度予算編成を行うことができる状況となってきたが、経済情勢や国の政策動向など依然として不透明な中で、県財政は多くの課題を抱えているとしております。

その中で、平成26年度県の予算は、「清流の国ぎふづくり」、「新たな成長・雇用戦略の展開」、「確かな安全・安心の社会づくり」を重点課題に据え、「清流の国ぎふづくり」では、2020年を見据えたスポーツ振興や観光地の再生、エネルギーの地産地消など施策に202億円。「新たな成長・雇用戦略の展開」では、航空宇宙や医療福祉機器など成長産業の支援、農地の集約化や担い手育成、東海環状西回りを重点とした道路整備などの施策に731億円。「確かな安全・安心の社会づくり」では、医療と福祉の連携、防災対策の強化などの施策に761億円など、一般会計予算は2年連続の増加で、対前年度比1.0%増の7,537億9,000万円となっております。

これら国や県の状況は、平成26年度の市の施策にも影響を及ぼし、市を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと見込まれる中で、国や県の施策をしっかりと見極め、地域や産業の活力創出、子育て環境の充実など、市の施策に合致するものは積極的に活用してまいりたいと思います。

飛騨市は、合併11年目の年となります。これまで、飛騨市のゆるぎない土台をしっかりと築き上げるため、さまざまな事業を展開してまいりました。

特に、現場主義と市民目線に立脚し、市民生活の基盤となる道路、治山、治水対策をはじめ、環境、教育・保育、福祉施設などハード面の整備に加え、保育料の軽減、きめ細かな学力向上対策、農業支援センターの設置、観光戦略の推進などソフト面での充実も図り、着実に土台の整備を行ってまいりました。

そうした中であっても、ここ近年は、合併特例措置による財政支援があったとはいえ、安定した市政運営が図れたものと感じております。

平成26年度においては、引き続き「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自律」という大きな課題に取り組む中で、築き上げてきた土台の上に立ち、まいた種をしっかりと芽吹かせ、大きく育てるため、「地域を豊かにする産業戦略」、「誰もがあんな、住みよい飛騨市づくり」、「安定した行財政の運営」を3本柱として、それぞれの施策を展開し、あわせて、飛騨市の良さを内外に評価していただける市政を目指し、飛騨市第二次総合計画に掲げます飛騨市の将来像、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の構築を図ってまいります。

それでは、平成26年度の予算内容について説明申し上げます。平成26年度の予算規模は、一般会計162億4,000万円、特別会計85億5,500万円、企業会計

24億1,771万円、合計で272億1,271万円となりました。

一般会計では、前年度当初予算に比べ1.6%の減の、全会計合計でも1.6%の減となり、それぞれ合併後最小の予算規模となりましたが、これは、前々年度までに大型建設事業がほぼ終了し、ハード面でやや落ち着いてきたこと、ソフト面で重要施策の充実を図ったことによるものでございます。平成26年度予算においては、引き続き財政規律を堅持した上で、市民生活の安全・安心、飛騨市の成長と活力向上を図るため、新たな発想による重要課題解決に向けた「転換と創造型予算」となるよう編成したところでございます。

歳入につきましては、経済は緩やかな回復基調にあるとはいえるものの、厳しい状況であることには変わりがなく、国や県の状況などを見ながら見積もりを行いました。

市税につきましては、個人市民税は、前年比1.8%減の9億6,681万円、法人市民税は、企業業績にやや回復基調が見受けられることから5.5%増の1億9,100万円、市民税の合計では11億5,781万7,000円を見込みました。

固定資産税は、地価の下落傾向が継続し、設備投資がいまだ低調であることなどから1.1%減の19億6,635万円を見込みました。市税全体では、0.2%減少し33億8,417万円となりました。

地方譲与税および交付金については、自動車取得税の税率引き下げの影響もありまして、対前年比22.2%減の1億5,120万円を見込んでおります。

地方交付税は、国の地方財政計画で対前年1.0%の減額となっており、別枠加算の減額や合併算定替加算額の減額が見込まれる一方で、合併自治体の支所の財政需要が算入されまして、公債費算入額も増加となる見込みであることから、普通交付税で昨年同額の60億円、特別交付税も昨年同額で6億円の計66億円を見込みました。

国庫支出金につきましては、消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への支援措置が講じられることや、道路整備系の社会資本整備総合交付金対象事業が増加したことなどから、前年比較で2億3,000万円余り増の12億7,678万9,000円を見込んでおります。主な内容は、民生費に、児童手当給付費負担金2億6,038万9,000円、障がい者福祉サービス費等負担金2億1,979万7,000円など制度上必要なもののほか、社会保障・番号制度システム整備補助金1,074万6,000円、衛生費では、電気自動車の急速充電設備整備に充てる次世代充電インフラ整備促進事業費補助金933万円や、リサイクルセンター建設事業費に充てる循環型社会形成推進交付金8,761万7,000円を見込み、土木費では社会資本整備総合交付金として、道路関係で3億380万円、都市再生整備・地域住環境整備事業関係に5,801万1,000円などを見込みました。

県支出金においては、保育園整備関係で木造公共施設整備加速化事業補助金が皆減したことなどから、前年比8,215万円減の8億769万1,000円を見込んでおります。主なものは、児童手当給付費負担金、障がい者福祉サービス費等負担金など制度

上必要なものや、地域子ども子育て支援に関する補助金1,568万1,000円のほか、福祉医療費助成事業、地籍調査事業、新規就農者確保事業、森林整備事業、生活道路や農林業施設など、市の施策に応じた所要の見込額を計上しているところでございます。

繰入金につきましては、対前年比33.4%増の7億5,775万7,000円を計上いたしました。主なものとして、特定目的基金のうち、合併基金は元金償還額の範囲内で1億5,000万円を取り崩し、学校施設、福祉施設、衛生施設の各事業に充当いたしました。

また、平成25年度に積み立てた地域経済活性化雇用創出臨時交付金基金は、普通建設事業の財源として充てるため1億円を取り崩し、そのほか不足する財源を補うため、財政調整基金から4億6,300万円の繰り入れを計上いたしました。

市債は、国が本来交付すべき地方交付税の不足分を補うために、国の施策として借り入れる臨時財政対策債を7億円計上いたしました。

施設整備事業等に充てるものとして、過疎対策事業債35事業で4億270万円、合併特例債7事業で4億8,130万円、そのほか、辺地対策事業債2事業で1,500万円、市債全体で、前年比5億3,100万円減の15億9,900万円を計上いたしました。続きまして、歳出について説明申し上げます。

歳出款別ではそれぞれ増減がございますが、先に述べましたように「地域を豊かにする産業戦略」、「誰もがあんな、住みよい飛騨市づくり」、「安定した行財政の運営」を3本柱として、それぞれの施策が具体的に展開できるよう、国、県の動向などを見定め、必要性和優先度の高いものを選択し、予算を計上いたしました。

また、経常経費につきましては、市民サービスの低下を招かない範囲で、昨年同様に前年比2.0%縮減を目指しました。ただし、一律の削減ではなく必要な事業に対しては、所要額を確保したところでございます。

普通建設事業費では、保育園整備事業費などの減少に伴い、前年から4.8%減少し、22億5,628万円となりましたが、今般上程している補正予算1億円余りを加えると、昨年度とほぼ同額を確保したこととなります。厳しい財政状況ではございますが、地域活力の底上げと、安全、安心確保のため、一定額の確保に努めたところでございます。

歳出款別の主な施策事業を申し上げますと、2款、総務費では、総務管理費に防犯と省エネの観点から、地元区が管理する防犯灯のLED化を促進するため、補助金として350万円、ふるさと納税を推進するため、寄付者に対し市の特産品を贈呈するための費用30万円を計上いたしました。

また、遊休施設の活用面から、起し太鼓会館ほかの取り壊し費用2,000万円を計上いたしました。その他、行政事務の効率化、能率向上を図るため、全庁的な公文書管理体制の構築に向けた調査費用として284万5,000円、職員が自発的に能力向上

を図るための職員研修費などを計上しております。

企画費では、宇宙まるごと創生塾ひだアカデミーの運営および事業費、若者の出会いや交流の場を創出するための「出会い・地域活性化事業」、移住交流を促進するための「あんなきな飛騨市らいふプロジェクト事業」、子育て、文化継承などの観点から三世帯同居世帯への住宅改修補助金、まちづくり協議会活動など所要の事業を引き続き推進してまいります。

加えて、第3回全国薬草シンポジウムが当市で開催されることとなったことから、その開催経費をはじめ、人材育成や商品開発などの取り組みを継続的に行うための費用として187万1,000円、民間企業との連携と、地域おこし協力隊制度の活用により地域資源の活用と商品化に取り組むための経費として1,199万1,000円、地域力の向上を目指す組織や団体の活動を支援するため、専門家によるサポートを委託する経費として360万円、指定管理施設の経営改善や外部企業との業務提携など業績向上を図るための事業費として4,800万円を計上しております。

このほか、第二次総合計画の後期実施計画の策定に関連する経費を計上しております。

情報政策費には、市内企業の紹介や空き家紹介のデータベースを構築するための経費として150万円などを計上しております。

防災経費では、防災行政無線デジタル化に向けた実施設計費として229万1,000円を計上いたしました。

3款、民生費では、社会福祉、老人福祉、障がい者福祉、児童福祉、福祉医療等に係る事業に、しっかりと取り組めるよう予算を確保しております。

その上で、老人福祉費に、社会福祉法人神東会が整備するショートステイ施設の建設費用に対する補助金として4,500万円、「障がいのある人を支える会」が取り組む、日中一時支援事業の活動拠点施設とするため、山田地域福祉センターを改修する費用として217万円を計上しております。

また、国の施策ではありますが、消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の影響緩和を図るための支援措置として給付費を計上しております。

なお、保育料に関しては、引き続き18歳未満の兄弟姉妹のうち第2子目からの入所児童について、第2子を半額、第3子以降を無料としております。

4款、衛生費のうち保健衛生費には、地域医療体制の確保を図るための、産婦人科等体制強化補助金や、医師確保対策として、市民病院が富山大学と連携して行う地域医療確保事業、これは神通川プロジェクトと言いますが、これをはじめ予防費、生活習慣病対策費、母子保健費など必要経費を確保した上で、新たに動脈硬化予防メニューを特定検診に加えることといたしました。

清掃費には、新たな事業として、電気自動車の急速充電設備を整備する費用として1,640万5,000円を計上したほか、リサイクルセンター建設等事業費に3億3,598万3,000円、松ヶ瀬清掃工場ほかの解体事業費として2億9,226万9,0

00円を計上するなど、適切な環境整備を図ることとしております。

6款、農林水産業費では、新規事業として、新規就農者用トマト団地を形成し、研修施設としての施設整備、経営サポートなどを一体的に取り組むための関連補助金等1,192万5,000円を、ハウス栽培で多発する土壌病害に対応し、組織的な土壌改良を実施するための機械等購入費への補助金として234万円、アスパラガスの産地化に向け、必要な機械、施設の整備に対する補助金として200万円を計上したところでございます。

また、農地の集約による農作業の効率化を図るため、畦畔除去による区画拡大などの簡易な圃場整備に対する補助金の補助率を大幅に拡充し、補助金1,000万円を計上いたしました。

そのほか、これまでの取り組みを継承し、新規就農者や、農業後継者に対する支援費1,550万円、認定農業者支援向けの「こだわり農業応援事業」に310万円、規模拡大、所得向上を目指す農業者向けの「がんばる農業応援事業」に200万円、水田の荒廃防止のため水田作業を受託する農業者に対し「作業受託支援交付金」500万円などを計上いたしました。

畜産関係では、従来の補助金に加え、自家産の子牛を保留する繁殖農家に対しても、子牛の育成にかかる経費の一部を助成することとし100万円を新たに計上いたしました。

農地費では、神岡農免農道の整備や中山間地域総合整備事業の事業促進を図るため、県営事業負担金として1,965万円を計上いたしました。

林業費では、木質燃料ストーブ購入補助金の需要増加が見込まれることから200万円を計上しております。

7款、商工費では、引き続き市内企業や事業所の経営安定化支援、U・Iターン者の雇用促進、販路拡大を図る企業支援など、雇用や企業の経営安定対策を行うとともに、商店イメージアップリニューアル補助金2,000万円、商店街の振興と景観を保全するため、発展会等が管理する照明灯の改修補助金200万円を計上いたしました。

また、新たに、無業若年者の就労をサポートするため、市独自で就労相談会を開催するための経費として36万円、市内商店における電子マネー決済を促進するための補助金として20万円、省エネ推進のため市内事業所の照明LED化改修補助金として300万円を計上いたしました。

観光費では、観光協会事務局が市庁舎内に移転することから、官民一体となって着地型旅行促進事業のさらなる推進を図るとともに、観光施設の整備を行います。新たな取り組みとして、北陸新幹線の開業を契機に、首都圏に向けた集中的な誘客宣伝を行うための経費191万円や、首都圏で飛騨市の「雪」を利用したイベントや観光物産展を開催するための経費300万円、JR高山本線開業80周年記念事業として沿線自治体が一体となって誘客事業を展開するための経費172万円、外国人観光客の受け入れ対策

として、旅館経営者やおかみさんを対象とした、おもてなし、語学研修などの経費として156万円を計上したほか、神岡魅力発見事業として、レールマウンテンバイクを楽しむお客様を、神岡の街中へ誘導するための商品づくりに20万5,000円を計上いたしました。

そのほか、瀬戸川沿いの風情ある景観を保全するため、行燈を更新することとし、その費用1,000万円、スポーツ合宿や大会誘致をさらに促進するため、流葉地区の人工芝グラウンド整備に向けた調査費用200万円を計上いたしました。

8款土木費では、除雪機械を計画的に更新するため、除雪車両2台分5,456万8,000円を計上いたしました。

道路事業費では、社会資本整備総合交付金、道整備交付金を中心に各地区の道路改良や側溝改良などに5億778万円余り、都市計画費関係では、古川町市街地への円滑な車両交通、これはJR横断するものでございますが、を具体的に検証するための調査費として2,000万円を計上し、整備事業費としては、宮川振興事務所・公民館の整備をはじめとする都市再生整備計画事業に6,700万円を計上いたしました。

住宅費では、角川体育館耐震補強工事など住宅・建築物安全ストック事業に7,937万7,000円、神岡町の市街地案内看板設置など街並み環境整備事業に4,576万9,000円などを計上しております。

9款、消防費のうち常備消防費では、市内小中学生を対象とした救急救命講習「命をつなごうジュニアパラメディックプロジェクト事業」に65万円を計上し、非常備消防費では、消防車両更新計画に基づき積載車2台の更新費用を計上しております。

10款、教育費では、引き続き基礎学力向上対策として、小中学校児童生徒全員の標準学力調査や、学力向上の取り組みを公開する、基礎学力定着支援事業に、約260万円を計上したほか、教育研究所の常設により、教員の指導力向上、児童生徒の学力向上、いじめ根絶、不登校ゼロを目標とした各事業を展開してまいります。また、中学校では、平成25年度から取り組みを始めました、数学における指導コースの拡大、これはスーパー少人数指導でございますが、これを英語にも拡大し、きめ細かな指導と学力のさらなる向上を図ることとし、指導員費用860万円を計上いたしました。

その他、老朽化に伴うスクールバス更新経費として1,567万円。神岡小学校トイレ改修など小学校整備事業に5,947万5,000円。社会体育施設整備事業として、生涯スポーツ用芝生広場整備など1,140万円を計上いたしました。

新たなものでは、古川祭りをはじめとする世界に誇る祭り文化の、ユネスコ無形文化財遺産への登録を目指す活動を強化するための経費を計上しております。

また、子供からお年寄りまで幅広い年代層が気軽に体力づくりを行える施設の整備を目指して、検討委員会を設置することとし、その経費を計上しております。

地域振興費のハード事業は創設当初のとおり、1億円を計上し、早期に対応の必要がある地域の課題に対応してまいります。

予算の執行にあたっては、創意と工夫により、なお一層のコスト縮減と適正な運用に努めていく所存でございます。以上が、主要施策を中心といたしました新年度予算の概要でございます。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明をさせますのでよろしくお願いたします。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、今回提案させていただきます条例などの概要につきまして説明いたします。

議案第16号、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、消費税率等の引上げに伴い、今回改正を行うものでございます。

議案第17号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、これも消費税率等の引上げ等に伴い、今回改正を行うものでございます。

議案第18号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に準じ、職員の給与を改定するための改正でございます。

議案第19号、飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の改正に伴い、公務組織の活力維持および向上を図るため、早期退職募集制度を実施するために制定を行うものでございます。

議案第20号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、今回改正を行うものでございます。

議案第21号、飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例につきましては、第3次一括法の公布による消防組織法の改正に伴い制定をするものでございます。

議案第22号、飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正を行うものでございます。

議案第23号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例につきましては、飛騨市羽根運動広場および飛騨市坂巻公園テニスコートの使用時間の変更等に伴い改正を行うものでございます。

議案第24号、飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例につきましては、補助対象者の要件、起業化計画の審査方法等を変更することに伴い改正するものでございます。

議案第25号、財産の無償貸付けにつきましては、飛騨市と大阪緑風観光株式会社との間で締結しております、神岡町宮ひだ流葉スキー場の経営にかかる契約書が満了となることから、改めて財産の無償貸付けを行うものでございます。

議案第26号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、公共下水道処理区域外汚水の排除に関する規定の追加等に伴い改正をするものでございます。

議案第27号、飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、農村下水道処理施設区域外汚水の排除に関する規定の追加等に伴い改正するものでございます。

続きまして、議案第28号、飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約につきましては、荒城クリーンセンターにおける事務の委託期間の変更に伴い改正をするものでございます。

議案第29号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市指定ごみ収集袋の種類を追加等に伴い改正を行うものでございます。

議案第30号、古川町農業振興資金利子補給条例の廃止および、議案第31号、宮川村農林漁業振興資金利子補給条例の廃止につきましては、利子補給の終了に伴い今回廃止するものでございます。

議案第32号、飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例の廃止につきましては、岐阜県漁業近代化資金利子補給規則の廃止に伴い廃止を行うものでございます。

以上、提出しております条例改正などの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、25年度補正予算、平成26年度予算、施政方針および条例改正等の提案議案の説明が終わりました。ただいま説明がありました、議案第4号から議案第47号までの44案件につきましては、3月5日、6日、7日の3日間質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

3番、田中清安君。

○3番（田中清安）

産業廃棄物処理施設、管理型最終処分場の設置に反対する決議を動議として提出いたします。

（「賛成」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ただいま田中清安君から、産業廃棄物処理施設の設置に反対する決議の動議が提出されました。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前11時20分 再開 午前11時21分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。

本動議は、二人以上の賛成者がありますので成立しました。産業廃棄物処理施設、管理型最終処分場の設置に反対する決議を日程に追加し、追加日程第1号とし、議題とすることについて採決いたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることは可決されました。

◆追加日程第1 発議第1号 産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置に反対する決議

◎議長（内海良郎）

追加日程第1、発議第1号、産業廃棄物処理施設、管理型最終処分場の設置に反対する決議を議題といたします。説明を求めます。

〔3番 田中清安 登壇〕

○3番（田中清安）

それでは、発議についてお手元の資料に基づいて朗読させていただきます。

発議第1号、産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置に反対する決議。上記事件について別紙のとおり発案する。平成26年2月25日。提出者、私、田中清安。賛成者、森下議員と池田議員であります。

産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置に反対する決議。

すごうテック株式会社は、飛騨市古川町数河字猪ヶ森地区に産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置を計画し、岐阜県からその設置許可を得るため平成25年12月25日付けで事業計画書を岐阜県へ提出し協議に入った。

当該地は、最上流部に位置することから、産業廃棄物処理施設の設置により下流部への影響が懸念される。特に、水が汚染されるとその影響は甚大とならざるを得ない。また、管理型の最終処分場といえどもその懸念を払拭することはできない。

飛騨市議会は、飛騨市民憲章に掲げる「美しい自然を大切にし、うるおいのあるまちづくり」の理念を子々孫々へ引き継ぐため、今回計画されている産業廃棄物処理施設の設置に反対することを決議する。

廃棄物は、人間生活の営みによってどこでも発生し、これを回避することは現在の科学技術をもってしても不可能である。しかし、持続可能な循環型社会を構築するには、その排出を極力抑制するとともに、廃棄物については安全に保管し、その処理を将来の科学技術に委ねることが、現代に生きる我々に課された責務である。

飛騨市は、市民の理解を得て分別収集を積極的に進め、循環型社会の構築に向けた取り組みを行っているところであるが、焼却灰や下水汚泥、分別収集で回収した再利用が困難な廃棄物等については、その処分を市外の最終処分場に依存せざるを得ない現状にある。

この課題を解決するには、市内で排出される廃棄物を処分する施設の整備が望まれるところである。

そこで、市内で排出される再利用が困難な廃棄物については、「持ち出さず、持ち込まず」を基本原則とし、市民の理解を得て官民共同で廃棄物処理施設を整備するよう執行部に提案する。平成26年2月25日、飛騨市議会。

〔3番 田中清安 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今、突然提出された内容ですので、これは今即決でやるのですか。よくわかりませんが。

この設置に反対するという大まかなところでの意見については、私も反対するものではないので、これを提出することについては今賛成いたしました。日程として追加動議には賛成いたしました。別紙のとおり発案するということですので、決議案ではないかと思えますけれども、決議となっているこのことについて、これは決議案ということに、明確にするという、正確にするということについては提出者いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

○3番（田中清安）

基本的には案であります。ですから、発議第何号としてありますけれども、これは案であります。

○17番（籠山恵美子）

わかりました。あくまでも決議案ということですので、内容についてはみんなで十分に市民の声を聞きながら議論すべきではないかと思えます。

前段は、そのとおりだと思います。懸念されるのは、後段の特に3分の1以降のとこ

ろですけれども、今、全く初めて目にするものですから、事前に打ち合わせも何もないですからお聞きしますけれども、後段3分の1以下の部分について伺います。

下から8行目、「飛騨市は、市民の理解を得て分別収集を積極的に進め、循環型社会の構築に向けた取り組みを行っているところであるが」、これはそのとおりです。「焼却灰や下水汚泥、分別収集で回収した再利用が困難な廃棄物等については、その処分を市外の最終処分場に依存せざるを得ない現状にある」、これは現実そのとおりです。その後、「この課題を解決するには、市内で排出される廃棄物を処分する施設の整備が望まれるところである」、これはどういう意味なのかということ。

それからその後、「そこで、市内で排出される再利用が困難な廃棄物については、「持ち出さず、持ち込まず」を基本原則とし、市民の理解を得て官民共同で廃棄物処理施設を整備するよう執行部に提案する」、ここがちょっと、どういうことなのかちょっと引っかけますが、「市民の理解を得て」これは当たり前のことです。「官民共同で廃棄物処理施設を整備するよう執行部に提案する」というのは、この中身についてはどういうことを考えて、こういう文章にしたのかお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

○3番（田中清安）

これにつきましては、基本的に現状として市内で出るものについては、ここにも書いておりますけれども、焼却灰等については県外へ持って行ってあります。ただ、これが県外へ全て委ねていいのかどうか。基本的にはやはり、自分たちのものは自分たちで、自分たちの所で、適正に管理するというのが大原則だろうというふうに考えております。

その意味で、最終処分場について市内で出るものについては、我々自分で責任を持つという考えでここに書かせていただいております。

それから、官民共同としておりますけれども、これは廃掃法、いわゆる廃棄物の処理と清掃に関する法律の中で、一般廃棄物、産業廃棄物以外が一般廃棄物となっているのですけれども、産業廃棄物の中にも合わせ産廃ということで、当然事業によって出てくる紙屑等もこれは産業廃棄物でありますので、そのものも含めて考える必要があるということで、あえて官民共同というふうに掲げさせていただいております。

○16番（池田寛一）

この動議を提出することに賛成した者として、ちょっとこの辺りを少し時間を頂いて議論をしたいのですが、暫時休憩をお願いできませんか。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

それでは暫時休憩といたします。

(休憩 午前 11 時 32 分 再開 11 時 45 分)

◆再開

◎議長 (内海良郎)

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま発案者であります田中清安君から、先ほどの決議文を取り下げ、再提出したい旨がありましたので、それを許可し、再度提出者であります田中清安君の説明を求めます。

[3 番 田中清安 登壇]

○3 番 (田中清安)

申し訳ありませんでした。一部若干修正させていただきましたので、再度朗読させていただきます。朗読後に、どこを修正したかご説明申し上げます。

産業廃棄物処理施設 (管理型最終処分場) の設置に反対する決議。

すごうテック株式会社は、飛騨市古川町数河字猪ヶ森地区に産業廃棄物処理施設 (管理型最終処分場) の設置を計画し、岐阜県からその設置許可を得るため平成 25 年 12 月 25 日付けで事業計画書を岐阜県へ提出し協議に入った。

当該地は、最上流部に位置することから、産業廃棄物処理施設の設置により下流部への影響が懸念される。特に、水が汚染されるとその影響は甚大とならざるを得ない。また、管理型の最終処分場といえどもその懸念を払拭することはできない。

飛騨市議会は、飛騨市民憲章に掲げる「美しい自然を大切にし、うるおいのあるまちづくり」の理念を子々孫々へ引き継ぐため、今回計画されている産業廃棄物処理施設の設置に反対することを決議する。

廃棄物は、人間生活の営みによってどこでも発生し、これを回避することは現在の科学技術をもってしても不可能である。しかし、持続可能な循環型社会を構築するには、その排出を極力抑制するとともに、廃棄物については安全に保管し、その処理を将来の科学技術に委ねることが、現代に生きる我々に課された責務である。

飛騨市は、市民の理解を得て分別収集を積極的に進め、循環型社会の構築に向けた取り組みを行っているところであるが、焼却灰や下水汚泥、分別収集で回収した再利用が困難な廃棄物等については、その処分を市外の最終処分場に依存せざるを得ない現状にある。

この課題を解決するには、市内で排出される廃棄物を処分する施設の整備が望まれるところである。

そこで、市内で排出される再利用が困難な廃棄物については、「持ち出さず、持ち込まず」を基本原則に、廃棄物処理施設を飛騨広域も含め市民の理解を得て官民共同で整備するよう執行部に提案する。平成 26 年 2 月 25 日、飛騨市議会。

今回の訂正は、最後の下から 2 行目「原則に、廃棄物処理施設を飛騨広域も」という

所が変わっております。以上です。

〔3番 田中清安 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、再び質疑を行います。質問がある方はどうぞ。

○17番（籠山恵美子）

この、まず見出しです。見出しは、反対する決議、これを議会であげるということについては原則賛成です。

ただ、この内容は、私たち飛騨市民が日常の生活から出てくるものから排出される一般廃棄物と、企業が営利を目的に操業することによって生み出される排出物から出てくる20種類の有害物質を含んだ産業廃棄物の廃棄物というものと、混同して処理している文書が真ん中から後半に見受けられまして、これは市民に対して大変な誤解を招くし、多分、執行部のごみを担当している職員がこれを読んだら、やはり違和感を感じると思います。

私たち市民が排出する一般廃棄物の中には、事業系ごみというのにも含まれています。飲食店、あるいは小さな会社、事業者などから出ているごみも、黄色い可燃物のごみとして出されることもあります。けれども、それは基本的に処理が可能な20種類の有害物質を含まないものとして、一般廃棄物として扱われています。それをクリーンセンターで処理するということについて市民全体が合意をして、市民の税金でごみを処理するということは、今のところはみんなの合意がありますから問題ないし、燃やした焼却灰について、それを埋め立てる能力がないので、今のところは群馬県の草津市の一般廃棄物専門、それだけを扱って、行政のごみを扱っている草津のウエストパークという所に委託しているのも現実です。それは、みんなが合意しています。

それと、企業が排出する責任を負わずに、ただ出てきたものを民間業者に産廃処理業者に頼んで、20種類の中のいろいろな有害物質を含んでいるごみを、民間にお金を出して「あなたの所で処理してくれよ」と、単純に廃掃法の責任をきちんと果たさずに民間業者に頼んで処理している、その現状が全国的に大変な問題になっている産廃の処理施設のいろんな問題であります。それを一緒に混同してしまっているのが、後半の文章なのです。これは、後半は削除したほうが良いと思います。

とにかく、排出者責任において、きちんと処理すべきであるということが廃掃法の産業廃棄物の理念である以上は、産業廃棄物の施設を、簡単に飛騨市の所に造ってくれるなということに反対するということについては、同意できます。どなたもそうだと思います。けれども、後半の下から8行目「飛騨市は、市民の理解を得て分別収集を積極的に進め、循環型社会の構築に向けた取り組みを行っているところであるが、焼却灰や下水汚泥、分別収集で回収した再利用が困難な廃棄物等については、その処分を市外の最終処分場に依存せざるを得ない現状にある」。これは、だから草津にお願いしているわけですが、それでも、「この課題を解決するには、市内で排出される廃棄物を処分する施設の整

備が望まれるところである」、これは別の課題として、産廃の問題とは別に議論すべきであると思います。ですから、その後「市内で排出される再利用が困難な廃棄物については「持ち出さず、持ち込まず」を基本原則に、廃棄物処理施設を飛騨広域も含め市民の理解を得て官民共同で整備するよう執行部に提案する」というのは、これも含めてこれは別のテーマでありますから、これを産廃処理施設も反対するけれども、反対するからには自分たちの一廃の処分も、いずれは官民あれて整備するようというふうにごっちゃにしまうと、これは大変問題だと思うのです。

今、焦眉の課題というのは、産業廃棄物の処理施設を飛騨市に造ることについて、どうであるかということについて議会で決議をするのですから、前段の「今回計画されている産業廃棄物処理施設の設置に反対することを決議する」と、ここでまとめたらいいと思います。この後段は、飛騨市民が出している一般廃棄物の最終処分をどうするかというのは、これは別の問題ですよ。これはかつて、ごみ処理を富山に委託するか、自区処理がいいのかということで議論したことの中で出てきている、でも自分の所で処理するのなら、最後の最後まで自分の所で処理しましょうという議論も当時ありましたよ。でもそれは、またそれはそれで一般廃棄物の処理をどうするかで議論すべき問題ですから、この産廃処理施設の設置をどうするかということと、この一般廃棄物の最終処分をどうするかということとを混同してしまうと、これは揚げ足取りになりますし、こういうことをわかっている専門の人たち、それから担当の職員からしても、これは何かおかしいものではないかというふうに捉えてしまいます。私たちが勉強不足だということを露呈するような決議になってしまいますので、前半の「決議する」という所で止めていただいて、それで賛同を得るという形にさせていただきたいと思います。でないと、大変な問題になると思います。

◎議長（内海良郎）

ただいま質疑でございますので、答弁を求めます。

○3番（田中清安）

あくまでも、基本的にはこれは市内で排出されるというふうに限定しております。それから、当然ここに表現はありませんけれども、市内の企業を前提にして考えているわけでありまして、外から全部持ってくるということは考えておりません。

当然、企業活動の中でいろんなものもあります。今、籠山議員がおっしゃったように、企業が責任を持って自分で処理するというのは大原則。これは廃掃法の中にも明記しております。ですけれども、基本的には自分の所でそれを処理できないというのが現状でありますので、それはよそに委ねているというのが現実だというふうに思っています。ですからそこは、私はここでも述べておりますように、基本的には保管というふうに思っています。埋め立てではなくて、最終的には次の将来の科学技術が発達した段階には、それをさらに再処理できるという基本原則のもとに、保管という考えで産業廃棄物も含めた処理施設というふうを考えております。

○17番（籠山恵美子）

大原則ということ、この文章を作ったのは田中さんなのですね。大原則ということ認められました。これは保管だということであるならば、その補完的な文章を、今焦眉のテーマである産廃処理施設の設置に反対する決議に付け加えるということは必要ないと思いますので、あくまでも市民にとってわかりやすい、私たち議会の一致できる産廃処理施設の設置に反対する、そのことについての信義にみんなが一致して、「反対しますよ」ということを決議としてあげるということならば、補完的な文章は別の問題としてこれを削除して、前半の「反対することを決議する」ということでまとめれば、全体の一致が得られるのではないのでしょうか。私は、後半の飛騨市が処理している一般廃棄物ですよ、基本的には一般廃棄物の中に事業系廃棄物も実際には飛騨市で認めているのですから、有害なものを取り除いた事業系ごみというのは認めて処理しているのですから、そのことも含めて、こういう文章にしてしまうと混乱してしまう。

実際には、一般廃棄物で処理している事業系ごみ以外の事業者の中には、有害物質があれば、それは事業者がちゃんと今までも処理しているのですから、産廃として。うまくいっていたのですから。それを新たに全国から集める産業廃棄物を民間業者が引き受けて、それを数河に造る、そういうことはいくらなんでも許せないでしょ、という決議でしょ。ということで言えば、後半はカットして前半で、その1点で、信義で反対する決議をあげたほうが市民もわかりやすいと思います。どうですか。

◎議長（内海良郎）

正午になりましたが、引き続いて審議をしますのでお願いします。答弁を求めます。

○3番（田中清安）

出せば処理するというのは原則です。ですから、飛騨市にこのすごうテック株式会社が設置する産業廃棄物処理施設を設置することを反対する以上は、自分のものについてはどうするかということも決めておかないと、これは片手落ちになる。その意味で、飛騨市内に限定してここに掲げているわけであります。ですから、私の提案としてはこれを、今、籠山議員が言われましたような考え方で取り下げる意思はございません。

○2番（中嶋国則）

籠山議員の発言は、質疑を過ぎている部分があると思います。これより自由討議、さらには採決に移っていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

中嶋議員からそういう発言がありました。では、中嶋議員の意見もぜひお聞きしたいと思います。

中嶋議員のいる所の近くには、一般廃棄物の処分場、焼却場がありまして、あの近辺には。山本とか谷とかありまして、それは別な問題としていろいろ議論されました。一般廃棄物の処理場としてはいろいろ問題もありながら議論して、ここまである程度の合意が得られて推移していると思いますので、それを一民間業者が全国からくまなく産業廃棄物を寄せて、そして民間がやるのですから営利目的ですよ。営利目的で産廃処理場を造るということについて、それに反対するのなら、地元の飛騨市も一般廃棄物の処理を最終的にどうするんだということも同時にやらなければ、産業廃棄物最終処分場に反対するには、多分片手落ちなのではないかという、そういう思いがあって、こういう決議になったのではないかなと私は推測するのですけれども、そういう必要はありますか。

○2番（中嶋国則）

籠山議員の質問というか、ですが、先ほど田中議員が説明されましたように、これは保管を含めた提案だというふうに理解させていただいております。

それから、この今のごみ焼却場、飛騨市クリーンセンターのことを聞かれましたけれども、これにつきましては、籠山議員がかつて富山市にごみ焼却場を造るというときに、議事録にもあるのではないかなと思いますけれども、飛騨市のごみは飛騨市で処理をする、燃やして、後の焼却灰等についても飛騨市の中で処分すべきだという発言を私思い出しておりますが、そういったことでいくべきだと思いますし、この今の決議文でありますけれども、産業廃棄物処理施設の設置に反対する決議ということで、後半は削除すべきだというご意見ですけれども、私はこの後半が非常に重要だと思っております。問題がないというふうに思っておりますし、やはり飛騨広域も含めて市民の理解を得て、ここにありますように官民共同で廃棄物処理場は検討すべきだという文言は入れなければ、入れる必要があると。大変重要な文言であるというふうに理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

私は、確かに自区処理でやるべきだという立場に立つのであれば、最後の最後までやはりきちんと自区処理でできるのが理想だと思っています。焼却灰の、だから、私たち市民が生活していく上で出てくるごみを燃やします。燃やしても焼却灰が残ります。その焼却灰も、いずれはやはり自分の所できちんと処理することが理想だと思っています。それはそうです。ですけれども、自分の所でそれができていないのだから、民間が金儲けのために産廃処理施設を造ろうということについて、だからそれも反対できないかと

いうと、そういう問題ではないと思っています。それは、みんなの税金でどう考えていくかということと、民間が、一民間業者が、要するに金儲けのために商売するための産廃処理施設をどうするかということは全く別ですよ、次元が。それを同じ次元に置いて、結局自分たちの、市民の最終処分場も結局は最後の最後まで処理できないのに、民間のことが反対できるか、というふうな同じレベルに立って議論をすると、いつまでたっても民間は「ほら見ろ」と。「飛驒市民の焼却灰だって処分できないのに、何で俺たちのことをそう言うんだ」という論理になって、次元が違うものが同じ次元になってしまうのですよ。そういう問題ではないのですよ。そこが勉強不足だと言っているのです。市民の税金で、市民が生活をする上でみんな分別に協力しているのですよ。でも、それでも出てくるごみを税金でどう処理しましょうということについて、これからどういう方向にいきましょうかと。中には、「いいんじゃないの。草津でちゃんと行政の、行政だけの一廃を受け持っている業者さんがいるんだから、そこでちゃんと契約しているんだから、そこでやればいいんじゃないの」という市民もいるかもしれないですよ。だから、それは市の中で議論しなければならない。だけれども、それと対等に置いて、今民間が民間の利益のために産廃業という商売を始めましょうということについて、「それを対等にやりますから、あなたたちもやめてね」ということは、逆に言うと業者を利するために言っているだけで、それはとても腰の引けた決議だと思いますよ。皆さん、ほかの方の意見をちょっと教えてください。

○2番（中嶋国則）

籠山議員は、私が勉強不足だとおっしゃいましたけれども……。

そういうことでしたら、ほかの議員の方も発言をされると思いますけれども、繰り返し申し上げますけれども、飛驒広域を含めて市民の理解を得て官民共同で整備するよう執行部に提案するというので、別にこの文言があった方が、より市民の方に訴える、産廃処理施設は反対するけれども、将来においては検討する必要があるから執行部に提案するんですよということは、私は官民共同ですし、市民の方に理解していただける決議案であると思います。

○17番（籠山恵美子）

市民の税金でやる公的なことと、民間がやることを、そういう駆け引きに使ってはまずいですよ。官民共同と言います、それだったらね、市の責任で最終処分、焼却灰の処分も市の責任でやれと言うべきですよ。官民共同という言葉は何で使うんですか。税金でやっていることですよ。飛驒市民の焼却業務は、市民の税金でやっているんですよ。だから、なるべくお金を使わないように、市民はみんな分別に協力しているんですよ。それでも、分別してでも残ってくるごみをみんなの税金で処理している。そのことについて、みんな市民は合意しているんですよ。そのことと、同じごみという名前がつくから、廃棄物という名前がつくから混同してしまうのだと思うんですけれども、民間が商売でやる、しかもそれは環境を伴う大変な問題を含んでいる。しかも20年が耐用年数

だというけれども、20年その後の責任は誰が持つんだということもはっきりしていない。そういうようなところを市民の問題、行政の問題と天秤にかけて、行政も一生懸命やらなければ民間の商売でやっていることについて説得できないから、行政にもこうやって提案するんだという、それは駆け引きに使うだけで本筋からずれていると思うんですよね。これは、本当に恥ずかしい話だと思います。

◎議長（内海良郎）

ほかの議員。

○5番（野村勝憲）

先ほど田中議員は、市内に限定してというお話しでしたが、「飛騨広域も含め市民の理解を得て」ということの文言が入るということは、ある意味では、解釈によっては高山市、下呂市のごみも受け入れてもいいということにつながってくると思いますが、その辺はどういうお考えなのでしょうか。

○3番（田中清安）

基本的には飛騨市というふうに考えておりますけれども、考えて作りましたけれども、やはり飛騨、この広域というもので考えるべきだろうと思います。一時、吉城の広域で上室に処分場を計画しておりました。ただ、合併で頓挫したという経緯があります。そういう意味で、もう一回そのところは広域で検討したらどうかなというふうに思います。そうすれば、ごみ焼却場の広域という将来的な展望も見えてくるだろうというふうに思います。

○5番（野村勝憲）

私も基本的には全体、飛騨圏域で考えるべきだという考えは持っているのですが、ただ、もう既にすごうテックという名前で候補地があがっているということになると、まずここを止めないと駄目だと思うのですよ。まずこれを。産業廃棄物は「ノー」だという形で止めていかないと、それから広域で考えるという二段階くらいの形にしていかないと、非常に逃げ道を作っているという感じがしますので、そのところはもう一考できないのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

ほかにございませんか。

○11番（高原邦子）

今、何が問われているかと言えば、数河に産業廃棄物ができるのをやめてもらいたいというものだと思うので、私は全会一致で求めていくべきだと思うのです。今、お話を聞いていたら、籠山議員が言われていることも本当よくわかります。

ですから、どうでしょうか。「決議する」と、そこまでをしっかりと決議したらいかがですか。真ん中まで。そうすると、全会一致で飛騨市議会は、この産廃処分場に対して反対なんだということが一致団結で言えると思うので、何とぞその辺。どうあってもこの後段を入れないと、決議にはならないのか。そのところを考えていただきたいと

思うのですが、ほかの議員の皆さん、どうでしょうか。

◎議長（内海良郎）

ほかにございませんか。

○10番（森下真次）

私は、この文面に賛成をするものでありますけれども、前段のほうで今の計画されているものは反対だということでもあります。

しかし、ただ反対するだけで自分たちの意思が表へ出ないというのは、私はどうかと思います。ですので、この後段のほうは、そのことをうたっているのでありまして、私はそういうことでこの文面に賛成をいたします。

○17番（籠山恵美子）

自由討論ですからね、森下議員に聞きますよ。自分たちの意思を示さないでどうするのかということですけども、それはどういう意味ですか。私たち議会の議員は、やはり住民の方々のいろんな思いを受け止めて、本当に率直に、素朴に、やはりこういう自然豊かで水のきれいな飛騨市に産廃処理場はいらないよ、という思いを受け止めて、その大義で決議をするということについては大賛成ですよ、前半は。だけど、自分たちはどうなんだという、それはどうですか。執行部の立場に立っているのですか。何かよくわかりませんね。その辺り。

○10番（森下真次）

ここには執行部のほうへ提案という格好で出しておりますけれども、議会で出す以上は、当然これは関わっていかなければならないということがございますので、そのように私は理解して賛成をするということでもあります。

○17番（籠山恵美子）

森下議員は与党会派という立場なんですかね。そういうふうにおっしゃるかもしれませんが、私は、実際にこの産廃だけではない、このごみ問題では、飛騨市は本当に大変な思いをして、今は市もガタガタになりながらこうやってここまで進んできました。そのときのいろんな思いを振り返ってみても、やはり特にこういうごみ問題、廃棄物の問題なんかは、きちんと法律にのっとって正確な対応をしないと間違ってしまうですよ。それこそ地域のそういうしこりなんかは、いつになっても解決できません。そういう意味で、私は逆に法律をよく知っている執行部の担当部、あるいはどうでしょうかね、私なんかは副市長の意見も聞きたいぐらいですけどね。法律を知っている者からすれば、こんな中途半端な、なんだかわけのわからない後半の文面が載っているような決議をあげられたって、苦笑いするのではないかと思いますよ。ごみ処理に関する担当の部長。部長は今いませんけど。クリーンセンターの職員の人たちがよく法律を知っているわけですから、そういう人たちから見たら、一体何が言いたいのか分からない決議だと思いますよ。それよりも、私たち議会は、議員は、住民の代弁者ですから、住民がこう思っているんだということを率直に、素直に、純粹にあげた決議のほうが良いと

思います。後半はいらないと思います。ほかの皆さん、意見をぜひ言ってください。

◎議長（内海良郎）

ほかに。自由討議でございますが、自由討議はありませんか。

○15番（山下博文）

この決議ですね、我々無党派は今日初めて聞かせてもらって、他の2党派で検討されたことであるというふうには思いますが、ごみ処理施設を飛騨市に造るときに、いろいろな論議をした中で自己完結をするんだと。よそへ出すのも自己完結の一つだという論議もあったことを今思い出しているのですが、私はこういう問題について、市民が今日皆さん方テレビで見えてみえますし、マスコミも注視をしていると思います。そういう意味では、高原さんが今言われたように、全会一致なのです。議会が何もたもたしているんだ、というふうに私は捉えられると思います。そういう意味で、全会一致で決議をしたいと、すべきだというふうに思います。したがって、これの全会一致できない文章があるところですから、私はこの後半のほうは削除して、決議だけにとどめるというふうに、私の意見であります。

◎議長（内海良郎）

ほかに自由討議はありませんか。

○5番（野村勝憲）

私も同じように、前文だけで決議を取るということをお願いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

ほかにごいませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

これでないようでございますので、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

17番、籠山恵美子君。登壇してください。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

こういう大事な局面での決議ですので、慎重に、そして本当に住民の思いに沿った決議を議会はあげるべきだと思います。

そういう意味で、今朝突然出てきまして、それぞれの党派にはそれまでの打合せがあったのかもしれませんが、ですけれども、少なくとも野村議員、山下議員、私、籠山議員は、党派に属していませんので、さっき初めて見ました、この内容。こういうような大事な重要な決議をあげるのであれば、もっとそういう意味では議員会としても機能してやれたのかもしれませんが。あるいは、議員会と言わなくても、それぞれの委員会の委員

長から何かの話があってもよかったかもしれません。多分これは、この内容は、総務委員会に属する内容だと思いますけれども、総務委員長からは別に何も話がありませんでした。

そして、この突然目の前に出てきて、これで自由討議という。形式的には質疑、自由討議という段階は経てやりましたけれども、これでこの決議をどうするのかという、今採決をする段階まで来ました。その前の討論です。私は、今何人かの議員がおっしゃったように、一致できるところで、この産廃をどうするかということについて、飛騨市に産業廃棄物処理施設を設置することに反対する、議会はみんなでこのことについては反対しますよ、ということで決議をあげることは大賛成です。

ですけれども後段の、だからその代わり民間にもそれを要求するのだったら、行政にも自分の所でやるように、最後までやるように要求して、それも持っていこうという、そういうふうな天秤にかけるようなやり方をして、本当に一番大事なことが筋が通って進んでいくのでしょうか。そう思わないんですね。この提案者なんですかね、田中議員は、後段を削る意志はないようですよ。そういうことであれば、私はこの場ではっきりと意思表示をいたします。産廃廃棄物処理施設の設置には反対をいたしますけれども、この決議案の内容については、後段はまた別個の問題として議会で議論すべきだと思いますので、これを一緒に混同してやることは、かえって市民に混乱をきたす。そして、民間業者に利することにしかならない。こう思いますので、私はこのままの決議案をどうするかということについては、賛成できません。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に、賛成討論はありませんか。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

私は、賛成の討論をしたいと思います。

まず最初に、産業廃棄物処理施設の反対につきましては、全員の方が数河には反対であるという認識はできているかと思っておりますけれども、後段の件について削除するべきかどうかというのが議論になっているのかなと思っておりますが、森下議員も言われましたように、議会の中で半数以上の方が、やはり飛騨広域を含めた高山市、下呂市、白川村を含めた中で、この産業廃棄物処理施設を造るべきであるというのは、この議会の過半数以上の方が思ってみえるというふうに理解をいたしております。

そういう意味で、この提案するという文言でございますけれども、これにつきましては飛騨広域の中でしっかり検討してほしいという意味付け、それを執行部のほうに求めているわけでありまして。それにつきましては、市長部局のほうで市民の意見を十分聞いて、官民共同で整備してほしいという文言でございますけれども、これは大変市民の方々に議会の気持ちを伝えるという意味では、大変立派な提案であるというふうに理解をい

たしております。

そんな中で、何とか決議文につきまして、採決に持って行っていただければ有り難いというふうに思いまして、賛成といたします。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論はありませんか。

〔16番 池田寛一 登壇〕

○16番（池田寛一）

ただいまの決議のことについて反対の方、賛成の方、いろいろ意見、考え方がありますが、私はもちろん前段の部分、数河地区というすばらしい環境の中にこういったものはふさわしくないということ、そしてまた、地元で大多数の方が反対をされておられること、そういった中においてこういった計画が表へ出てきたということは、非常に残念でなりません。そういう意味で、このことについては強く反対をする、皆さんも同じ思いであろうと思います。

後半の部分です。では、これからこういったものについてはどう対応していくのかということについてですが、私たち議会人としては、もちろん市民の声、住民の声を反映させていくという大きな役割があります。その中においても、自分の所さえ良ければいいという考えでは絶対に成り立ちません。そしてまた、こういった産業廃棄物的なもの、こういったものは一つの市町村で解決できる問題でもないと思います。特にこれから人口減少、財政難、各多くの自治体がそういった問題を抱えてまいります。ですから、やはりこういったことは、どこに、どの程度の、こういったものが必要なのか、そういったことを広く議論をしていく必要があります。そういう意味におきましても、単なる一つの市だけではなくて、多くの近隣の自治体の皆様ともお膝を交えてこういった問題を取り上げて、そうやって解決していく必要があるのではないかなと考えて、こういった決議文を両会派で考えて作成させていただきましたので、どうかこの趣旨にのっとり皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。以上です。

〔16番 池田寛一 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

これで討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。2月26日から3月4日までの7日間は、議案精読のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、2月26日から3月4日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

なお、質疑、一般質問の発言通告書は、2月27日木曜日、午前10時が締切りでありますのでお願いいたします。

◆散会

◎議長(内海良郎)

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じ、散会といたします。

(散会 午後0時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員(3番)

田中 清安

飛騨市議会議員(4番)

洞口 和彦